

令和2年11月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	1
総務教育常任委員会	7
福祉生活病院常任委員会	1 1
地域づくり県土警察常任委員会	1 5

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 2 年 - 2 9 (2.11.11)	総 務	日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める 意見書の提出について	倉吉市 個人	7 頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 2 年 - 3 0 (2. 11. 20)	生活環境	風力発電施設のガイドラインの策定について	鳥取県に風力発電施設に関するガイド ラインの策定を求める会	11頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 2 年 - 3 1 (2. 11. 24)	地域づくり	全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう求める意見書の提出について	沖縄と連帯するとっとりの会	15頁
地 2 年 - 3 2 (2. 11. 24)	地域づくり 県土整備	百塚古墳群の歴史的価値を鑑みての産業廃棄物最終処分場としての使用について	米子市 個人	16頁

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－29 (2.11.11)	総 務	日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出について ▶陳情理由 1 2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した候補者105名のうち6名の任命を拒否した。これは、日本学術会議法（以下「法」という。）及び学問の自由を保障した憲法第23条にも抵触するものである。 2 学問は、真理やあるべき姿を発見するための不断の営みであり、学者はそうした活動の中で、学術的立場から政府に対して厳しい反対意見を表明することもあり得る。そのため、学問は、歴史的に政府による弾圧にさらされてきた。わが国においては、1933年、文部大臣によって京都帝国大学の滝川教授に対する休職処分が教授会の同意なく行われた滝川事件や、美濃部達吉東京帝国大学教授が、著書の発売等を禁止され、貴族院議員の地位を追われた天皇機関説事件など、政府の意向に反する研究を弾圧した歴史的な苦い経験がある。 日本国憲法は、こうした学問の弾圧や、思想の統制により、一方的に戦争に突き進んでいった過去の苦い教訓を踏まえ、人類文化の発展に学問の自由が必要であることから、これを強く保障した。こうして科学者は、政府の干渉を受けずに学問的研究活動や研究成果の発表をする自由を享受するのである。 さらに、科学者同士の切磋琢磨や協力の場合、研究発表の場があってこそ、科学者による真理探究活動が活性化するから、大学の自治は保障され、また、このたび問題となった日本学術会議も存在するのである。 3 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		機関であり（法2条）、独立して、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、及び科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることを職務とし（法3条）、科学を行政に反映させる方策等を政府に対して勧告する権限も有している（法5条）。その会議体は、人文科学、生命科学並びに理学及び工学において優れた研究又は業績がある者をもって構成され（法11条）その成果を政府とは独立した立場で進言し、行政はこれを参考にして政策に反映させるのである。 日本学術会議は、210人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもって、これを組織（法7条）し、この半数は改選であるところ、推薦された105名を任命しないことは、同条にも反する。 4 ところで、今回任命拒否された6名は、これまで政府にとって耳の痛い事柄について政府に意見してきた教授らだった。一方、政府は、今回の任命拒否について、日本学術会議による推薦者の中から、「総合的・俯瞰的」な観点から任命権者である内閣総理大臣が法に基づいて任命拒否を行い、任命には政府の裁量がある旨を主張する。しかし、日本学術会議は、後述のように政府から独立した自律的組織であり、この人事に政府が介入することは許されないと解するべきである。内閣総理大臣の任命権は、たとえば内閣の助言と承認に基づき国事行為を行う天皇の任命と同様に、あくまでも形式的任命に過ぎない。 実際、内閣総理大臣による任命権を盛り込む法改正があった1983年国会では、「任命行為はあくまでも形式的なものであり、推薦された者をそのまま会員として任命する」旨の政府答弁が行われている。また、首相は、任命拒否は会議のあり方を検討した、過去2003年と2015年の政府の有識者委員会の報告書を踏まえた述べたが、この委員会では人事介入を想定した議論はなく、任命拒否は当初より想定されていなかった。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		5 そもそも、法は、日本学術会議が「独立して」職務を行うものと規定している（法3条）。また、日本学術会議の会員の選考基準は、「優れた研究又は業績がある科学者」である（法7条2項、17条）。誰が優れた研究又は業績のある科学者かを判断することができるのは、同じく優れた研究又は業績のある科学者で構成された日本学術会議であり、それについて素人の政府・首相にはその判断をすることが不可能である。さらに、法は、会員の地位の喪失事由を「会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったとき」（法25条）、及び「会員に会員として不適当な行為があったとき」という二つに限定しており、しかも、日本学術会議の同意や申出を必要としている。このように、法は、会員の地位の喪失事由を、たとえば裁判官の身分保障のごとく限定して、会員の身分を制度的に保障し、日本学術会議の自治を保障し、結果学問の自由を保障しているのである。 以上検討してきたところによれば、法7条2項の「任命」は、あくまで形式的任命に過ぎないことは明らかである。 6 ところで、11月2日午前からの衆院予算委員会では、本件に係る議論があった。菅総理は、東京大の加藤陽子教授以外は、問題が起きる前に「承知していなかった」とのことである。日本学術会議が上げた105人分の推薦リストも詳細に見ていないのに、任命拒否で「かなり悩んだ」とのことである。見ていないものについて悩むのは、奇々怪々というほかない。また、「旧帝大など出身大学に偏りがある」といいながら、除外された6人の中には私大の研究者もあり、説明がつかない。 7 上述のように、本件任命拒否については、日本学術会議法制定の趣旨に反した人事介入といわざるを得ず、学問の自由の侵害にも繋がることから、政府に対し、本件任命拒否問題の検証と、「総合的・俯瞰的」という語にとど	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		まらない) 明確な任命拒否理由の提示、再発防止を求める旨の意見書を提出していただきたく、陳情するものである。 ▶陳情事項 鳥取県議会から政府に対し、日本学術会議任命拒否問題の検証と、明確な任命拒否理由の提示、再発防止を求める旨の意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-30 (2.11.20)	生活環境	風力発電施設のガイドラインの策定について ▶陳情理由 令和2年11月19日現在、鳥取県には巨大な風力発電施設の建設計画が複数ある。 これらの計画の中には急峻な山に150mという非常に巨大な風車を設置するものがあり、鳥取県東部においては（仮称）鳥取風力発電事業や（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業がこれに該当する。 陳情者が風車の計画がある地域の住民に聞き取りをしたところ、風力発電事業が存在し現在も進行中であることを最近まで知ることがなく、知った後、計画をととても不安に思われている方が非常に多くいらしかった。 もちろん陳情者は事業に賛成している方がおられるのも存じ上げているし、再生可能エネルギーの発展の観点からその主張を否定はしないが、計画を全く聞いたことがなく、巨大な風車が自分の家のすぐ近くに立つ計画があることを知った方々は、土砂崩れ、騒音、低周波による健康被害、農作物に使う水の枯渇、風車が地域に損害を与えた場合の補償や原状回復は誰が行うのか等、非常に悩まれ、不安に思い、心を痛めておられる。 何とぞこの事情を御考慮いただき、風力発電施設の計画で不安になっている県民の心を和らげるとともに、建設によって命、財産、自然環境が失われる実害が起こることを防ぐために、また、再生可能エネルギーの健全な発展を促しつつ、県民の安心と安全を担保するために、鳥取県として風力発電施設のガイドラインを策定していただきたい。	鳥取県に風力発電施設に関するガイドラインの策定を求める会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情事項 鳥取県として、風力発電施設のガイドラインを策定すること。その際、当該ガイドラインには、次に掲げる項目を盛り込むこと。 1 協定書 (1) 工事の開始前に、鳥取県と事業者が協定書を締結すること。 (2) 建設、運転、維持管理、事業終了後の撤去について定めること。 (3) 風車設備の設置中、設置後に自然災害等を引き起こし、県民の命、健康、財産等に損害を与えた場合の補償を定めること。 2 ガイドラインの策定の仕方 ガイドラインの策定段階から、現在計画がある住民の意見を聴取し、検討すること。 3 近隣住民への周知の時期、方法、説明、承諾 (1) 風車の建設の地域選定の段階から、鳥取県と事業者は当該地域の区長に知らせ、区長は全ての住民に周知すること。 (2) 環境アセスの前段階より、近隣住民に周知、説明、承諾を求めれば、事業者と近隣住民との間のトラブルは非常に少なくできることから、具体的には、「公民館→区長→区民全員」と漏れがないようにすること。 (3) 地権者だけではなく全員へ周知すること。 (4) 近隣住民にはどのようなメリット、デメリットがあるか誠意をもって説明すること。 (5) 建設の近隣自治会の承諾を書面で得ること。 4 例えば「4000kw以上…1.5km以上」、「2000kw以上…1km以上」といったように、風車の発電能力ごとに、住宅や学校等との距離を定める（現在計画がある住民の意見を聴取し、検討する）こと。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		5 近隣住民全体への利益分配 事業者は、地権者のみではなく、設置に理解を示した近隣住民全体に利益をもたらす施策を行うこと。 6 県庁内の役割 有事の際の県庁内の判断権者と職員の役割を定めること。 7 情報伝達経路 有事の際の県庁内における情報伝達経路を定めること。 8 判断基準 有事の際の県担当課を通じて事態解決までの一連の手順やその判断基準を示すこと。 9 情報提供 事業者は、有事の際、鳥取県や各施設、各自治会に情報を提供することを義務付けること 10 その他の事項 関係法令等に基づいて、騒音・低周波音、振動、電波障害、自然環境、景観、文化財、維持管理、建設等の工事中及び工事完了後における調査等を定めること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－31 (2.11.24)	地域づくり	全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう求める意見書の提出について ▶陳情理由 全国知事会は、2018年7月27日に日米地位協定の抜本的見直しを求める提言を採択し、同8月14日提言書を日米両政府に提出した。 故翁長雄志沖縄県知事の「基地問題は都道府県の問題ではない」との訴えを受け、全国知事会は2年近くをかけて提言をまとめた。提言は米軍への国内法の原則適用、自治体職員の事件事故時の現場への迅速な立入り保障などを地位協定に明記するよう要請しており、米軍機の訓練ルート、飛行情報を事前提供すること、米軍人による事件・事故への実効的な防止策の取組、基地周辺の航空機騒音規制措置について、住民の実質的な負担軽減が図られること、施設ごとの使用状況等を点検して基地を整理縮小、返還することを求めている。 この知事会提言以降、全国各地の県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されている。しかし、基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増している。加えて、新型コロナ危機である。現在の日米地位協定のもとでは、米軍人・軍属の米軍基地等からの出入を検疫する権限は日本にはない。基地を感染源とする感染の拡大に基地所在地の住民は不安をつのらせている。 こうした事態を改善していくためには日米地位協定の見直しが緊急の課題となっている。日米地位協定は締結されて60年、この間一度も改定されず不平等な規定のまま今日に至っている。今こそ、この問題に真摯に取り組む時では	沖縄と連帯するほとりの会	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		ないだろうか。以上の理由により貴議会へ次の事項を陳情する。 ▶陳情事項 鳥取県議会から国及び関係機関に対し、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう求める意見書を提出すること。		
2年－32 (2.11.25)	地域づくり 県土整備	百塚古墳群の歴史的価値を鑑みての産業廃棄物最終処分場としての使用について ▶陳情理由 恥ずかしながら、私は地元民でありながら、産廃処分場予定地が、このような歴史的価値を有することを承知していなかった。 「水と緑と歴史のまち淀江」の住民としての自負はあったが、百塚古墳群が、5～7世紀初頭の古墳122基で構成されており、今回発掘調査されている88号墳は、現存する唯一の前方後円墳であるということ、また、現地説明会（11月21日）では、調査が進むに従って、縄文時代、狩猟のための落とし穴があった跡、すすんで、弥生時代には、柱を立てた住居跡、その後、これらの上に、この前方後円墳(26m)が、土が崩れないよう、土のうをドーナツ状に使って墳丘を造成した跡など、出土しているということを知り、それぞれ興味深く、非常に歴史的価値の高い場所であることに感銘した。 前回の現地説明会より、より土がえぐり取られ、石室の岩や石が、無造作に、まわりに放り出されている様子を見て、何か悲しい気持ちになった。 周囲のロケーションは、日本海の向こうに、島根半島まで見渡せ、当時はなかったであろう後ろの竹やぶの向こうには、大山が雄々とそびえている。このような美しい眺め	個人 (米子市)	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		の丘に、古代人の魂が宿っているような気がしたのは、大勢の見学者のうち、私ひとりではなかったと思う。 あらためて、なぜ？ ここに産廃処分場を!? という疑問がわきあがった。せめて、地下水調査の結果が出るまで、なぜストップしないのだろうか？ はじめから、事業ありきで調査をすすめる事業主のあせりを感じずにはおれない。 古代の人からのメッセージを、私たちは、真しに受け止めるべきだと思う。「ここはダメ！」……。ここに眠る、この地を守り、生きてきた多くの人たちの魂の叫びに、今こそ耳を傾け、産業廃棄物処分場としての使用を見直すべきでないか？ ふるさとは、自然は、今の現代人のためだけにあるのではないはずである。この地に暮らし、豊かな土地を守り、育んできた先祖の思いを、私たちは、次世代、未来の人たちへ、つないでいく責務があると思う。 今こそ立ちどまって、本当に大切なことは何か、考え直していただきたいと陳情する。 ▶陳情事項 1 百塚古墳群の場所に、産業廃棄物最終処分場をつくらないこと。 2 88号墳は遺跡として保存すべきであり、少なくとも、地下水調査の結果等が出て、計画が決定されるまでは、現状を凍結保存すること。		
--	--	---	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

